

築 造 施 工 書

1. 工事名称 筑波大学野球場周辺環境整備(追加)工事
 2. 工事位置 茨城県新治郡母体町天王台1丁目1-1 筑波大学(南地区)
 3. しん工日期 昭和61年 3月26日

4. 工事用地
 (1) 工事用地：地図は別図のとおりとし、使用方面については監督委員の承認を得ること。
 (2) 事故防止：構内外の事故防止等十分に注意すること。

5. 仮設物の設置等
 (1) 仮設物等：仮設物等を設置しようとするときは、「仮設物設置許可書」を監督委員に提出して承認を請求すること。
 (2) 仮設物の撤去又は移設：仮設物の撤去又は移設しようとするときは、別図及び監督委員の指示により行うこと。

6. 仮設物以外の等：別図の位置に、図示の標高に示すこと。
 (1) 監督委員事務所：①設ける() ②設けない()

種	1	2	3	4	5	6
積層 (㎡)	10PM	20PM	33PM	43PM	100PM	

(3) 労働員関係の携入設備： 出さない() 出さる()
 (4) 仮設物の維持管理費：仮設物の施工、監督及び検査に費用がかかるよう材料、労務、その他関係係成に準じて設置し、常に維持保全に注意すること。
 (7) その他

4. 工事用電力等
 (1) 工事用給水、排水、電気、電話等は、請求者において手続きのうえ設置し、その費用及び使用料は請求者の負担とする。
 (2) 工事用電力： 電力会社と協議の上引込む。
 (3) 工事用電話： 構外より引込む。
 (4) 工事用用水： 構外より引込む。 構内より分岐する。 なく引込む。
 (5) 水： 別図又は監督委員の指示によること。
 (6) その他

7. 工事写真等
 (1) 工事写真等：工事写真等は、文部省が定めた工事記録写真撮影要綱により撮影し、複製のものを提出するものとする。

区	分	大	小	種	類	種
敷地改良器具	キヤンタ					
工事器具	サベテ	人	機	ノ	ノ	
しん工器具	マヤ	キ	キ	キ	キ	
カメラ	スライ	マ	マ	キ	キ	

※しん工器具(カメラ)のうち/種はフアイ、工事年度、工事名、撮影場所を記入し、撮影方向等を明示した記録簿、写真(3×5)を提出すること。

8. 請負代金の支払：請負代金は 筑波大学 監理 により、 請負に支払うものとする。
 9. 請負代金の保証：公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証書を添えて工事請負代金の「 /0分の 」以内の額の前払金を請求することが出来る。
 10. 工事完成保証人：この工事の請負者は、当該請負者の競争参加資格と同等格、同等以上の競争参加資格を有する者を、工事完成保証人とすること。

1. 工事開始の時期：この工事の請負者は、すみやかに工事の目的物及び工事材料について、 保証契約を締結すること。

2. 監督委員の権限：文部省が定める工事請負契約基準第2条第1号から第3号に示す範囲とする。
 3. 現場代理人の職務等：現場に常駐すること。 必要とする。 必要としない。
 4. 専任監理技術者：風雨関係及び工図等の作成のため専任の監理技術者を現場に配置すること。 必要とする。 必要としない。

5. 工事請負契約の基準の適用について
 (1) 基準第4の規定による工事費内訳明細書： 提出する。 提出しない。
 工 具 書： 提出する。 提出しない。
 (2) 保証書等の提出：保証書の提出は、工事請負契約基準第4条第1項第1号に基づき、かつ日本国を起算して、竣工日の前日までに提出することとする。

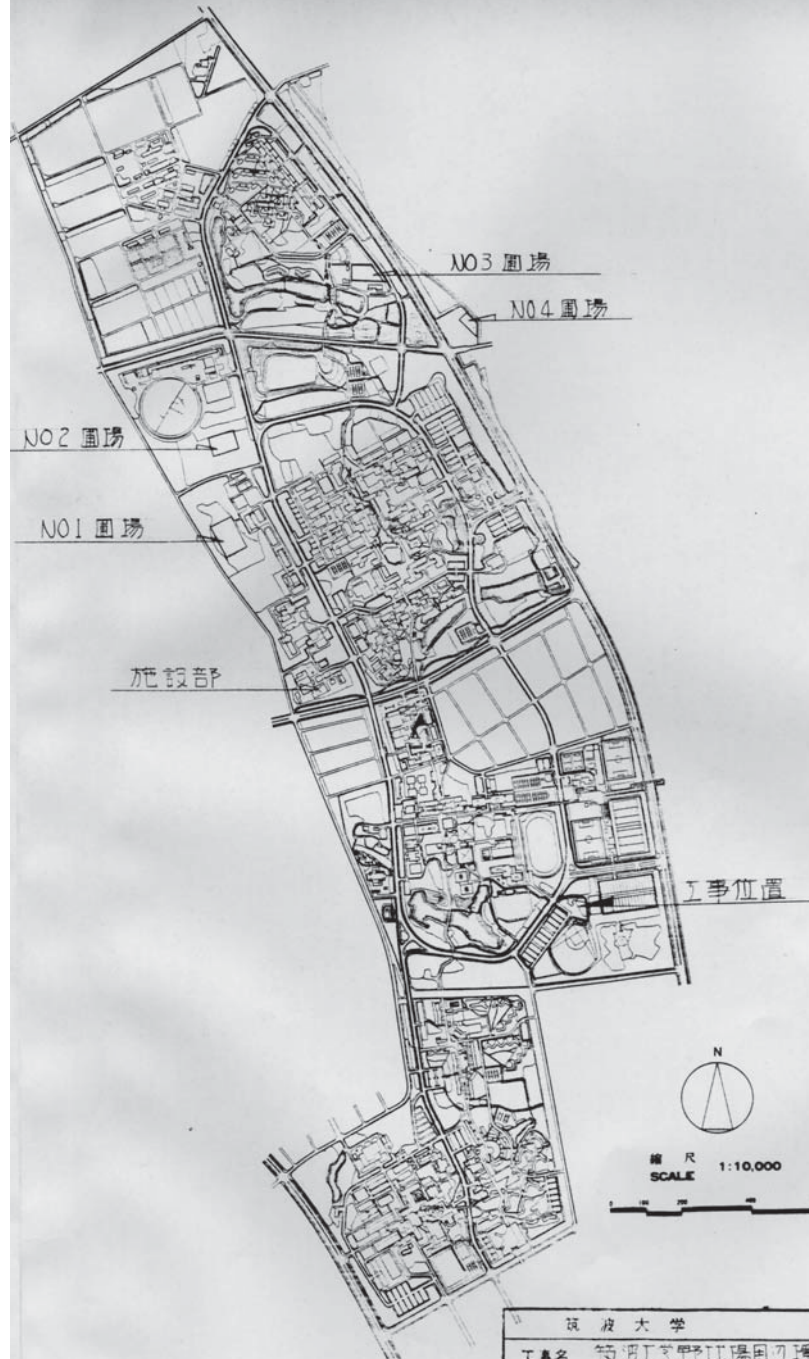
(3) 保証書等の提出：保証書の提出は、工事請負契約基準第4条第1項第2号に基づき、かつ日本国を起算して、竣工日の前日までに提出することとする。
 (4) 保証書等の提出：保証書の提出は、工事請負契約基準第4条第1項第3号に基づき、かつ日本国を起算して、竣工日の前日までに提出することとする。
 (5) 保証書等の提出：保証書の提出は、工事請負契約基準第4条第1項第4号に基づき、かつ日本国を起算して、竣工日の前日までに提出することとする。

6. 下請契約の締結について
 請負者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事関係下請負契約書」に準拠した適切な下請契約を締結すること。
 7. 下請代金の支払の適正化について
 請負者は、「元請・下請関係合理化指導要綱(昭和53年/月30日建設省計画局長ノ7ノ号)」を遵守すること。また、下請代金の支払については、発注者から受取った前払金の下請建設費に充てるため、下請代金における現金比率の改善、手続期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

8. 公共事業特別調査費への協力について
 6月及び10月に実施される公共事業特別調査への協力を依頼することがあるので資金台帳を管理しておくこと。
 なお、労働基準法第105条による資金台帳の整備にあつては全国建設業協会「建設現場の資金管理の手引」及び「正しい資金台帳のつくり方」に基づき整備すること。

9. その他
 (1) 請負者は構内の通路、側溝、地下埋設物等を汚損若しくは破壊した時は、すみやかに監督委員と協議の上原状に復するものとする。
 (2) しん工時は騒音/振すつに防音(アクリル板)を付けて全体の騒音値(dB)を提出すること。

10. 労働安全衛生
 提出：書類より昭和 年 月 日 時までに 提出する。
 回答：昭和 年 月 日 時
 場所：
 なお、質問の有無にかかわらず、質問書提出し応答日時には必ず出席すること



筑波大学 施設部	
工事名 筑波大学野球場周辺環境整備(追加)工事	
昭和 60 年度	5-1